

パブコメによる候補物質の意見提出状況

募集期間：平成 26 年 6 月 20 日～平成 26 年 7 月 7 日

募集方法：パブリックコメントによる募集

提出数：4 件

候補物質又は案件	理由
1-ブロモプロパン (2 件)	1-ブロモプロパンはリスク評価すべき物質であると考えます。 基本的なデータはお持ちだと思います。 ご存知と思いますが、「規制がない。即ちこれは安全である。」という販売方法を取られています。問題なのは需要家の方々がそれを鵜呑みにして問題意識無く使用されている点です。どの程度の濃度で使用されているかの認識が無い需要家もおられるようです。事故が起こる前にお考えいただくべきだと思います。 1-ブロモプロパンは、米国の国家毒性プログラム（NTP）において、発がん性物質に分類されている。 米国労働安全衛生局（OSHA）は、国立労働安全衛生研究所（NIOSH）と共に、2013 年 8 月に、労働者の 1-ブロモプロパンへのばく露から守るためのハザード警告を発表している。 また、米国産業衛生専門家会議（ACGIH）は 1-ブロモプロパンの 8 時間ばく露限界値を 0.1ppm と定め、更に発がん性に関して、A3「確認された動物発がん性因子であるが、ヒトへの関連は不明」としている。 一方、欧州においては、CLP 規則附属書 VI において、1-ブロモプロパンの生殖毒性は、EU で調和化された分類として、区分 1 B に分類されている。 更に、その生殖毒性により、REACH 規則附属書 14 の候補物質（いわゆる SVHC）及び附属書 17 に指定されている。 これら米国及び欧州の、1-ブロモプロパンに関する有害性情報は、「リスク評価対象物質・案件の選定の考え方」の、「(ア) 国際機関又は政府の有害性にかかる分類・情報」であり、「1.発がん性」及び「2.生殖毒性」の条件を十分満たすものと考えられる。 しかしながら現在日本においては、「1-ブロモプロパンによる労働災害防止について」（平成 25 年 9 月 19 日付け、基安化発 0919 第 1 号）が公表されているのみで、労働者の 1-ブロモプロパンへのばく露に関して十分な注意喚起や使用の制限等が行われていない状況にある。 洗浄作業において塩素系の溶剤から、他の溶剤への代替が勧められているが、臭素系の溶剤もその候補となると考えられる。1-ブロモプロパンは、安衛法第 57 条の 1 及び 57 条の 2 で、表示及び通知が義務付けられる物質ではなく、ま

	た、有機則及び特化則等で規制される物質でないことから、国によるリスク評価の対象物質とされない可能性が高い。 また、安衛法等で規制をされないことから、“法対応が不要の物質”と誤解され、作業現場において、塩素系の溶剤から積極的に代替され、使用量が増加することも容易に推定できる。 1-ブロモプロパンは、今後使用量が増加する可能性が高く、またハザードの高い物質であると考えられることから、早急な対策を希望します。
--	--

候補物質又は案件	理由
その他のご意見 (1 件)	リスク評価対象物質の選定に対する候補物質の提案ではございませんが、選定物質の評価後公表される際の名称の付け方に対し意見申し上げます。 本年 3 月に実施されました「平成 25 年度化学物質のリスク評価に係るリスクコミュニケーション」において化学物質評価室長より、『労働安全衛生法等により規制が必要とされる化学物質等の選定は公開済みの審議会資料やリスク評価書等に記載された化学物質より行われるため、規制済みの化学物質等の選定理由に関する情報は公開情報より入手可能である』と報告され、規制対象物質は審議会資料やリスク評価書等で危険有害性の根拠が明示された化学物質のみであることを示されました。 しかしながら、審議会資料やリスク評価書等で評価された化学物質の範囲以上の化学物質等が、総称名での指定により法令規制対象となっています。例えば、金属化合物では法令規制対象とされる根拠が類似化合物から選ばれた数～十数例しか示されていないにも係わらず、総称により一連の化学物質類すべてが法令規制対象になっている場合です。 よって、今後リスク評価対象物質とする候補物質の選定がなされ、リスク評価後規制対象となる化学物質の名称は、リスク評価済みの範囲に限定する名称となるようお願いいたします。実際、「コバルト及びその無機化合物」では無機化合物に限定された名称へ変更されました。 また、すでに法令による規制がなされている化学物質類につきましても、リスク評価書等によって評価が完了しリスクが明らかとなっている範囲に限定する名称への変更や規制範囲の条件を付加することによる限定化を望みます。 以上、よろしくお願い申し上げます。